

2021.11.22 RDUF公開シンポジウム

データ共有・公開制度検討部会 活動報告



研究データ利活用協議会（RDUF）
情報・システム研究機構 国立情報学研究所
南山 泰之

minamiyama@nii.ac.jp

ORCID ID:0000-0002-7280-3342

活動の概要

1. 「RDUF 研究データライセンス小委員会」による活動の継承と展開
 - 「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」の改訂
2. 研究データ利活用にまつわる法的・制度的課題に関する論点の検討
 - データの品質保証・品質表示
 - データオーナーシップ

メンバー構成

日本データ取引所
日立コンサルティング
三菱UFJリサーチ & コンサルティング

産

官

科学技術・学術政策研究所

国立情報学研究所
文教大学
野口研究所
宇宙科学研究所
帝京大学
日本原子力研究開発機構

学

https://japanlinkcenter.org/rduf/permanent_subcommittee/index.html

活動紹介①

「RDUF 研究データライセンス小委員会」による活動の
継承と展開

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン (2020)

2019年12月25日

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン
研究データ活用協議会 研究データライセンス小委員会

目次

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン	1
はじめに、研究データの公開と利用条件指定に関する5の質問	2
Q1.公開対象とするデータの特定	5
データ公開が義務付けられている場合	6
Q2.データ公開の制約条件の確認	8
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	8
個人情報を含む場合	8
国家安全保障、国際関係などに係る場合	9
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	9
所属機関（部署）、研究助成機関などによるポリシーが定められている場合	10
Q3.公開制約条件の解除	11
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	11
個人情報を含む場合	12
国家安全保障、国際関係などに係る場合	12
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	13
所属機関（部署）、研究助成機関などによるデータポリシーが定められている場合	13
公開できないと判断された場合	14
Q4.公開先の選択	15
分野別リポジトリ	15
所属先のリポジトリ（機関リポジトリ）	16
Q5.利用条件の指定（選択数と表示例）	19
推奨される利用条件	20
（参考）利用規約の記載	29
参考文献一覧（本文中に含まれるものを除く）	31

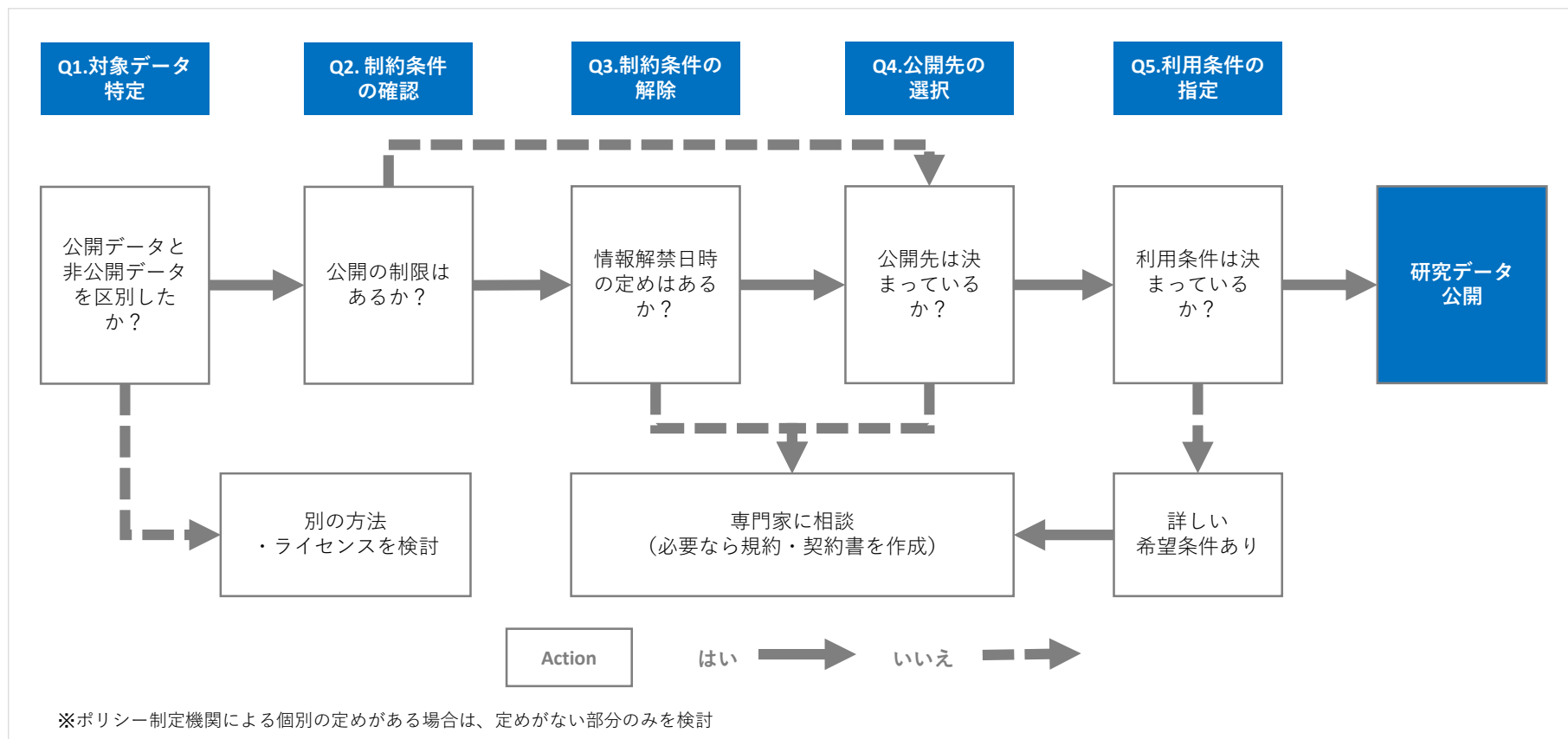
本編 (32p.)

別添：研究データの公開・利用条件指定ガイドライン用語集			
No.	項目名	定義	出典
1	改竄（改ざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。	文部科学省、研究活動の不正行為等の定義。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm ,（参照2019-12-25）。
2	クリエイティブ・コモンズ	著作権者に自身の作品の使用条件を簡便なマークで意思表示する手段を提供し、著作物の円滑な流通、再使用を促進するプロジェクト、またはそれを推進する非営利団体の名称。著作権者がウェブサイトなどにおいて、文章、写真、映像、音声などの使用条件をクリエイティブ・コモンズが定義したマークによってあらかじめ宣言しておくことにより、利用者は使用許諾の手続きを省くことができる。	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、図書館情報学用語辞典 第4版、2014。
3	クレジット	個人またはグループが研究成果に行った貢献を正式に承認すること。	RDA-CODATA: Legal Interoperability Interest Group. Legal Interoperability of Research Data. Principles and Implementation Guidelines. Zenodo, 2016. https://doi.org/10.5281/zenodo.162241 , (accessed 2019-12-25).
4	研究データ	科学研究の情報源として利用されるデジタルデータ。数値、テキスト、画像、音声、動画など、さまざまな形式を含む。なお、本ガイドラインでは、研究ノート、論文、メタデータ、	1) 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書、研究データ基盤と国際展開に関する戦略、2019。

用語集 (7p.)

“研究データの公開・利用条件表示ガイドライン ver.1.0”。
https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline

研究データの公開・利用条件指定フロー



- 研究者の視点から、公開先や利用条件についてまとめたもの
- 5つの質問に回答していくことで、適切な公開場所と利用条件を選択できる

考察のまとめ



DATA SCIENCE JOURNAL [Start Submission](#)

Reading: Investigation and Development of the Workflow to Clarify Conditions of Use for Research Data...

Share: [f](#) [t](#) [g+](#) [in](#)

Research Papers

Investigation and Development of the Workflow to Clarify Conditions of Use for Research Data Publishing in Japan

Authors: [Yasuyuki Minamiyama](#) [✉](#), [Ui Ikeuchi](#), [Kunihiko Ueshima](#), [Nobuya Okayama](#), [Hideaki Takeda](#)

データ共有・公開の観点から、外的制約及び
データ保持者が設定する利用条件を分析

Minamiyama, Y., et al. Investigation and Development of the Workflow to Clarify Conditions of Use for Research Data Publishing in Japan. Data Science Journal, 19(1), p.53. DOI: <http://doi.org/10.5334/dsj-2020-053>

活用事例（学協会）

- J-STAGE Dataデータポリシー(利用機関向け)
https://www.jstage.jst.go.jp/static/files/ja/pub_JstageData_policy_for_members.pdf
- 情報科学技術協会「情報の科学と技術」データ共有・公開ポリシー
https://www.infosta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/07/jkg_datapolicy_ver1.pdf

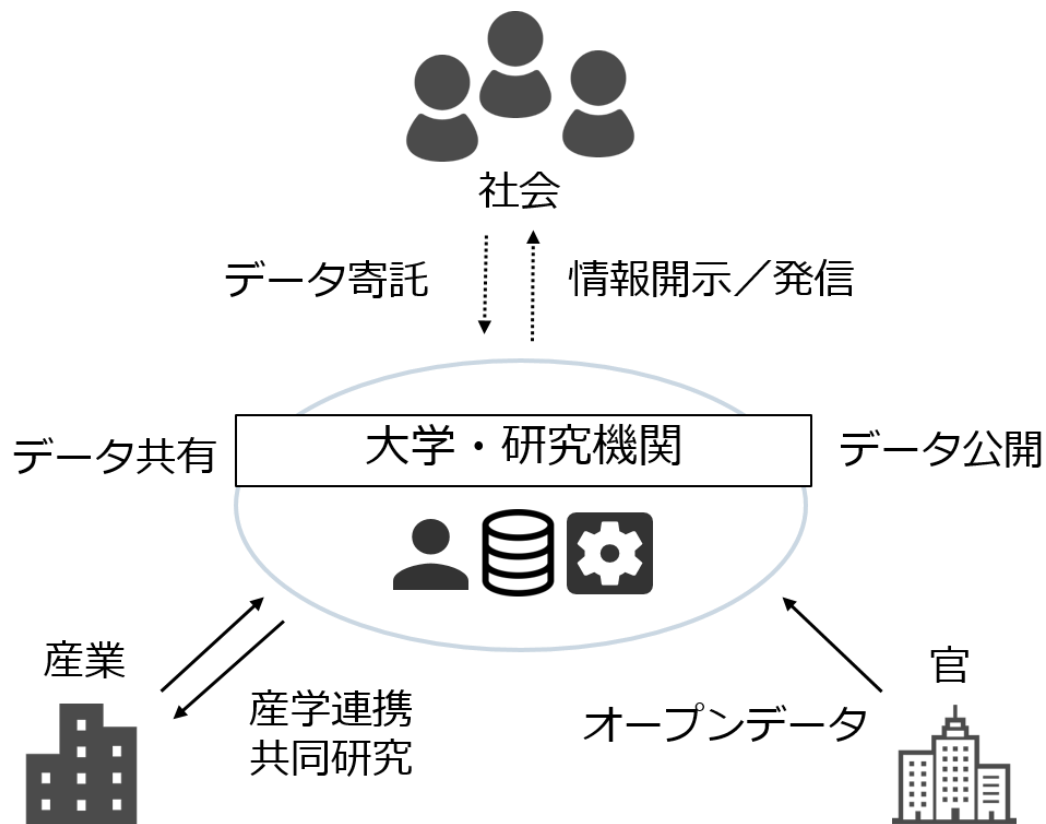
活用事例（大学等）

- 国立大学図書館協会. 「研究データのオープン化とそのメリット」
<https://www.janul.jp/ja/news/20200615>
- 京都大学の部局等における研究データ管理・公開に関する実施方針策定のためのガイドライン・ひな形(ガイドライン) : <http://hdl.handle.net/2433/262758>
- 北海道大学附属図書館ウェブサイト「研究データの公開と管理」 : https://www.lib.hokudai.ac.jp/support/research_data/
- 三上 絢子ほか. 学術機関での研究データの公開プロセスに関するワークフローの考案と問題の分析. 研究報告インターネットと運用技術（IOT）. 2020, 2020-IOT-48, no.26, p.1-8.

活動紹介②

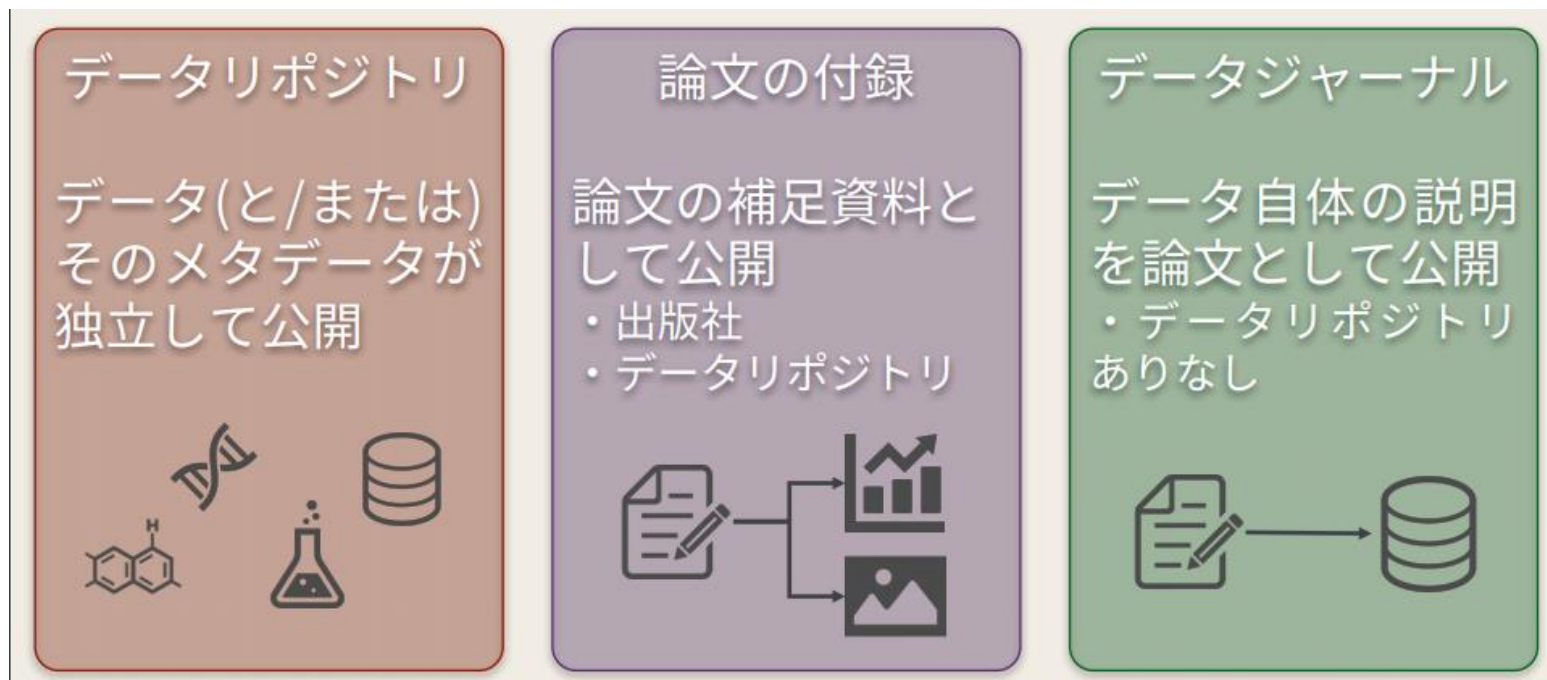
研究データ利活用にまつわる法的・制度的課題に関する
論点の検討

データ共有・公開と利活用の ギャップ



研究データは大学・研究機関の外で
どのように利活用される可能性があるのか？

研究データの共有／公開の現状



- 整理・保存方針はプラットフォームによって異なる
- **標準的な品質表示基準を示せないか？**

Ref: 加藤文彦. CiNii Research.

https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/20190530PM_Contents2_03_kato.pdf

関連標準／指針

➤日本の省庁によるガイドライン・規則

- 総務省統計局「公的統計の品質保証に関するガイドライン」
- 国土地理院「品質の要求，評価及び報告のための規則」

➤ビジネスデータ活用の知識体系

- DAMA-DMBOK（データ品質の項目）
- データ管理成熟度モデル（DMM Model）

➤学術コミュニティ

- 明確な標準なし
- データジャーナルの記述項目などから抽出？

研究データの品質表示を考える

一般的なデータ論文の記述様式

No.	項目	説明
1	基本情報	所有者、名前、DOI/URIなど
2	利害関係	データセットに関係する個人的/組織的な関係性
3	範囲	空間的/時間的
4	形式	フォーマット、エンコード、言語など
5	ライセンス	
6	詳細な帰属	各著者ごとの貢献度
7	プロジェクト	
8	データセットの来歴	取得方法、機材などを含む
9	品質	データの限界値・異常値などの情報
10	再利用	潜在的な価値

具体的な記述に当たりながら議論を展開中

Ref: <https://current.ndl.go.jp/ca1858>

今後の活動

1. ガイドラインの普及活動／フィードバックの取得
 - 活動を通じて随時改訂予定
2. データの品質表示に関する議論の整理・文書化
3. GitLabでの各種文書公開
 - 利用者の使いやすさに配慮
 - 柔軟なバージョン管理に対応

当日のコメント

- 品質保証の件、いろんな観点があり得ると思いますが、データがどの論文に使われたか、査読付き論文にどれくらい使われたか、といったことをデータ側からわかるようになっていくと一つの判断基準になりそうですね。
- 民間では品質はISOが一般的ですが、ISOの規格は採用しないのですか。
- ガイドラインはアップデートを前提とした場合、DITA/XML形式で作るのも一つの手かと思います。